

じんけん通信

令和7年(2025年)12月(第212号)

滋賀県では今年、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」が開催されました。全国各地から選手団が集まり、多くの夢や感動が生まれました。

大会では、誰もがスポーツを楽しめるよう、様々な取組が行われました。今回は、その内容をご紹介します。

障害の有無にかかわらず、誰もが輝く社会にするために、私たちにできることについて、一緒に考えてみませんか。

誰もが輝くために ～国スポ・障スポの取組を未来へつなぐ～

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」開催！

国民スポーツ大会（国スポ）は、毎年開催されている国内最大のスポーツの祭典です。スポーツの普及や健康増進、体力向上を図り、生活を明るく豊かにすることを目的として開催されています。

また、全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、国スポ終了直後に開催される障害者スポーツの祭典です。障害のある選手が競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、社会全体で障害のある方に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進につなげることが目的とされています。

国スポ・障スポは、各都道府県が持ち回りで開催しています。今年、44年ぶりに滋賀県で開催されました。

主会場である平和堂HATOスタジアム（彦根総合スポーツ公園陸上競技場）では、開会式や閉会式、陸上競技が行われました。また、県内各地で様々な競技が行われました。



式典の様子

みんなが輝く大会にするために

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、年齢や性別、障害のあるなしを問わず、誰もが主役として光り輝き、共生社会の実現へとつなげることを目指して開催されました。

特に障スポでは、障害のある方が多く来場されます。誰もが安心してスポーツを楽しめるように、様々な取組が行われました。ここからは、その内容をご紹介します。

◇読みやすく、わかりやすい案内板

- ・多くの人に読みやすい書体「UDフォント」を使用
- ・漢字にはルビ振り
- ・ピクトグラム※を使用

※ピクトグラム…言葉を使わずに情報を伝えるための絵や図形のこと



読みやすい書体って？

障害の特性等により、文字が読み取りにくい方がいます。

書体によっては、線の強弱や空間の狭さにより、別の文字に読み間違えてしまうことがあります。

「UDフォント」は、文字の形がわかりやすく、読み間違いをしにくいデザインになっています。

【書体の違い】

③ → 3

8に見間違いやすい

© → C

0に見間違いやすい

も → も

まぎらわしい線がある

◇車いすの方のために

- ・段差のある部分に仮設スロープを設置
- ・車いす入場口や車いす観覧席を設置



動線の確保

入場口のすぐ近くにエレベーターがあり、車いす席までスムーズに移動できるように動線が確保されていました。



◇ 多様なトイレ

- ・ バリアフリースペースに加え、オストメイト※対応のバリアフリースペースの設置
- ※オストメイト…様々な病気や事故などにより、お腹にストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人



緊急ボタンについて
トイレ内の緊急ボタンは、転倒した場合等でも届く高さに設置されました。



◇ カームダウンスペース ※大会初の取組

- ・ 「カームダウンスペース」と呼ばれる、光や音などの刺激を遮断し、気持ちを落ち着かせるためのスペースをすべての競技会場に設置



どうして設置したの？

障害の特性等により、光や音、視線などにより、ストレスを感じたり、パニックになりやすい方がいます。

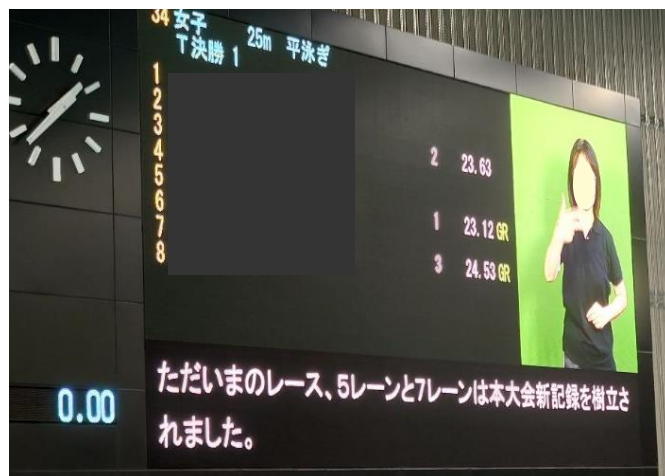
国スポ・障スポには、多くの方が来場され、大きな音が鳴ることもあるため、設置されました。

カームダウンスペースは、駅や空港などでも設置が広がっています。



◇ 手話通訳・要約筆記

- ・ 聴覚障害のある方のために、すべての障スポ競技会場に情報保障席を設置
- ・ 約 1,500 名の手話・要約筆記ボランティアスタッフを配置し、コミュニケーションを支援
- ・ ピクトグラム付き案内表示を設置



☆「心のバリアフリー」の推進

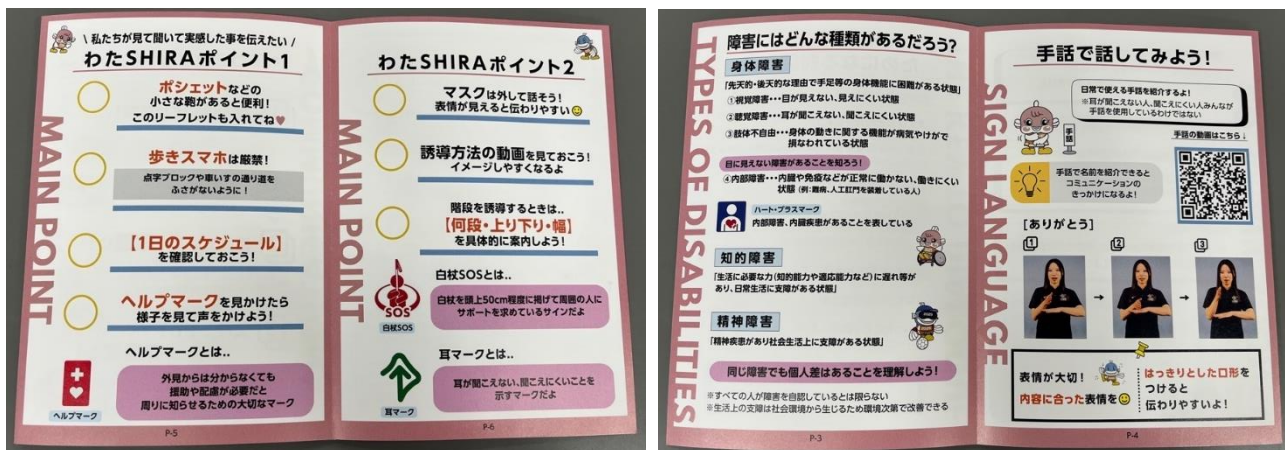
- ・ 龍谷大学※と連携して「心のバリアフリー」リーフレットを作成・配布

※1「わた SHIRA わた SHIGA プロジェクト」（社会学部コミュニティマネジメント学科）

※2 詳しい内容は、以下のページに掲載されています。

<https://shiga-sports2025.jp/common/post13238>

- ・ スタッフやボランティアなどの心構えや、どのような配慮をすべきかについてまとめたもの



みんなが輝くために

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」では、障害の有無にかかわらず、すべての方にスポーツを楽しんでいただくために、環境面・意識面の両方で、様々な取組が行われました。

スポーツは、単に体を動かすだけではなく、人と人との交流も生まれ、心身の健康につながります。この大会をきっかけに、障害のある方への理解や社会参加につながることを願っています。

すべての人の人権が尊重され、お互いが支え合う共生社会を実現するためには、障害について理解するとともに、必要な配慮を考えることが大切です。

障害の種類は様々で、外見からわかりにくいものもあります。また、同じ障害でも、症状の現れ方や困りごとには個人差があります。どのようなサポートが必要かを本人に尋ねるなど、相互にコミュニケーションをとることが大切です。

12月3日～9日は、「障害者週間」です。また、12月4日～10日は人権週間です。みなさんの職場や地域でも、障害のある方の社会参加や人権尊重の大切さについて、この機会に考えてみませんか。

ジンケンダーのちょっと一言

国スポ・障スポをきっかけに、

みんなが輝ける社会にしていきたいのだー！



ジンケンダーラジオ 放送中♪

県では、日々の暮らしの中で人権について考え、行動につながるきっかけとなるよう、エフエム滋賀（e-radio FM77.0）で人権啓発ラジオ番組を放送しています。

※「style!」の番組内

今月の放送予定 毎週火曜日 9時30分頃～（5分間）

12月2日・・・「じんけんわくわく冬まつり」※
12月9日・・・「障害者の就労」
12月16日・・・「拉致問題」
12月23日・・・「性の多様性2～カミングアウト～」
12月30日・・・「孤独・孤立」



番組には、エフエム滋賀のパーソナリティー 林智美さんと、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」が出演しています。ちょっと難しい人権課題を、毎週わかりやすく解説しています。

放送から1週間以内であれば、「radiko」（アプリ）で聴くこともできます。
ぜひお聴きください！

※12月7日(日)に「じんけんわくわく冬まつり」を開催します。ぜひお越しください！
詳しくはこちら

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/331979.html>

人権カレンダー 12月

●職場のハラスメント撲滅月間

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになるのはもちろん、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為です。厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

●1日 世界エイズデー

世界エイズデーは、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が昭和63年（1988年）に制定したものです。この日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

日本でも、その趣旨に賛同し、毎年12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、滋賀県内も含め、全国の自治体でも様々な取組がなされます。

●2日 奴隷制度廃止国際デー

昭和24年（1949年）のこの日、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が採択されたことにちなみ制定されました。

●3日 国際障害者デー

昭和57年（1982年）12月3日に、国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念し、平成4年（1992年）の国連総会で、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されました。この日を中心に、世界各地で、障害者問題についての関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するための様々な啓発活動が行われます。平成4年（1992年）、「国連障害者の10年」（昭和58年（1983年）～平成4年（1992年））の終結にあたり、国連総会は12月3日を「国際障害者デー」と宣言しました。総会では加盟国に対し、障害のある人々の社会参加をいっそう促進させるため、この国際デーに重点を置くよう呼びかけました。

●3日～9日 障害者週間

毎年12月3日から9日は「障害者週間」です。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する国民の関心と理解を深めるとともに障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するための啓発行事が全国で行われます。

●4日～10日 人権週間／10日 人権デー

第二次世界大戦後まもない昭和23年（1948年）12月10日、国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。この日を記念し、12月10日は「人権デー（Human Rights Day）」と定められています。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

日本では、この日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を展開しています。いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題を解決するには、一人ひとりが、互いの人権を尊重し合うことが不可欠です。人権週間をきっかけに人権について考えてみませんか。

●10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の皆さんの認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年（2006年）6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行さ

れました。同法では、国および地方公共団体の責務などが定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。週間中は、国民の皆さんの認識を深めるようなシンポジウムなどの様々な啓発活動が予定されています。